

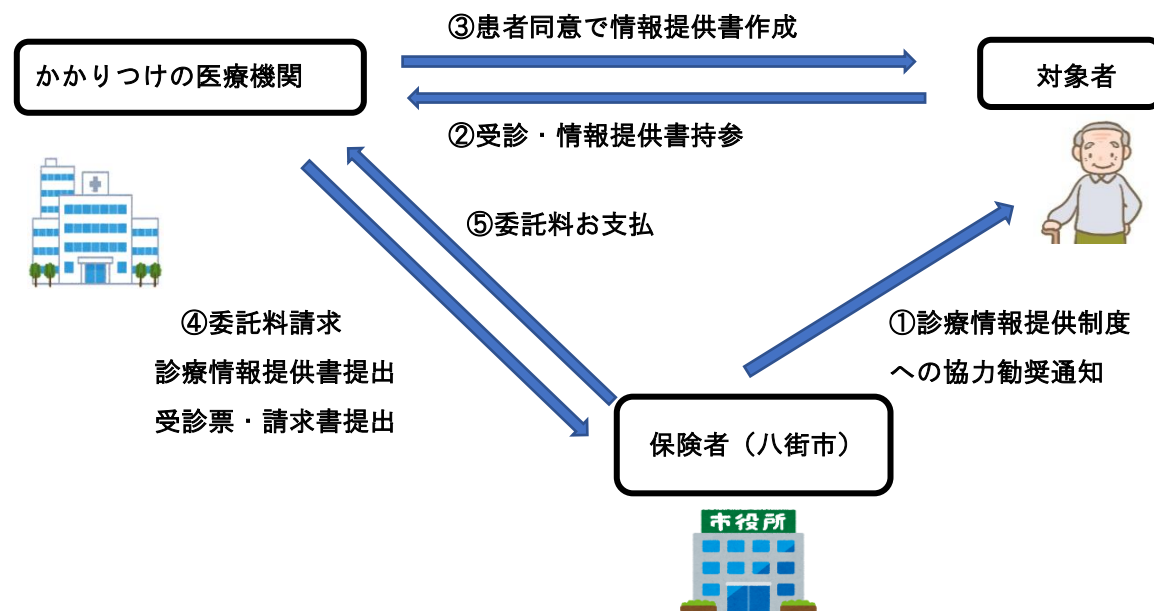
治療等のために検査を受けられた方へ

～治療中の方の特定健康診査等情報提供（みなし健診）について～

●概要

特定健診の受診率向上のため、かかりつけ医を含む医療機関を定期的に受診されている方の内、特定健診を受診していない方を対象に、治療中の方の特定健診項目の情報を医療機関から提供いただき、特定健診を受診したものとみなす取組（みなし健診）です。

イラストのような流れになります。



●対象者

次の条件をすべて満たす方

○年度内に特定健診を受診予定のない方で情報提供日に国保加入者であること

○治療のために、特定健診の必須項目の検査をすべて実施している方

※令和4年4月～令和4年7月に実施された医療機関での検査で、特定健診の検査項目をすべて網羅されている方には、10月下旬に通知をいたします。

案内通知に記載の医療機関へ持参してください。

※対象者の方に費用負担はありません。

（お申し出により国保年金課で謝礼品をお渡しいたします。）

●対象医療機関への持参期限

10月下旬～令和5年2月28日（火）

●対象医療機関への持参物

- ・ 特定健診情報提供票
- ・ 令和4年度の特定健診受診票